

高知市立学校教職員の働き方改革プラン

【第3期】

～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～



高知市教育委員会は、
「子供のため」と「頑張る教職員のため」、
「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指して、
取組を進めてまいります！

令和8年2月
高知市教育委員会

－ 目 次 －

1	プランの趣旨・目的	1 ~ 3
2	目標	4 ~ 7
3	高知市立学校及び教職員一人一人における取組	8 ~ 16
	取組1 週当たり1日以上 of 定時退校日の設定	9
	取組2 長期休業中に少なくとも6日以上 of 学校閉庁日の設定及び積極的な 休暇の取得	10・11
	取組3 週当たり2日以上 of 部活動休養日の設定	12
	取組4 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・ 精選と組織的・計画的な取組	13
	取組5 家庭・地域と取組についての共通認識の形成と連携・協働の推進	14
	取組6 自身の勤務状況の客観的な把握と自己マネジメント	15
	取組7 GIGAスクール構想の下での校務DX推進	16
4	教育委員会における取組	17 ~ 23
	取組1 GIGAスクール構想の下での校務DX推進	18
	取組2 学校における業務を補助する人員配置の推進・拡充	19
	取組3 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	20
	取組4 給食費の公会計化	21
	取組5 学校における業務改善に係る取組を家庭・地域に周知	21
	取組6 教育委員会発出文書の全体量に係る縮減	22
	取組7 研修等 of 見直し	22
	取組8 学校閉庁日等における家庭・地域からの電話対応等	22
	取組9 放課後や夜間等における関係機関と連携した生徒指導対応	23
	取組10 メンタルヘルス対策の推進	23
5	業務改善ポリシー	24
6	年間行動計画	25
7	関連資料	26 ~ 36

1 プランの趣旨・目的

(1) プラン改訂の趣旨

本プランは、第2期高知市教育振興基本計画において「基本目標Ⅴ 学びと育ちを支える教育環境の向上」の「基本方針17 教職員の指導体制・指導環境整備の推進」として取組が位置付けられています。

併せて、本市における「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け取組を推進するものです。

(2) 高知市立学校教職員の働き方改革の目的

教職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら、やりがいをもって働くことができるよう業務を適正化することで、教師の学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くこと等を通じ、子供たちに効果的でよりよい教育活動を行うことができる持続可能な教育環境の整備を行うことを目的とします。

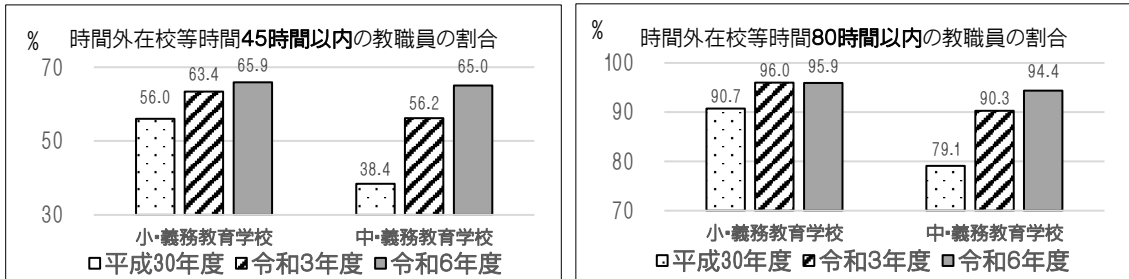
(3) プラン策定の経緯

- ・平成30年10月、高知市教育委員会「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」設置
- ・平成31年1月、文部科学省「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中央教育審議会答申）」、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を发出
- ・平成31年3月、「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」策定
- ・令和2年1月、文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」告示
- ・令和4年3月、高知市教育委員会「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第2期）」策定
- ・令和5年9月、文部科学省「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組の徹底等について（通知）」
- ・令和6年9月、文部科学省「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」
- ・令和7年3月、高知市教育委員会「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第3期）」策定
- ・令和7年9月、文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」
- ・令和8年2月、「高知市立学校教職員の働き方改革プラン（第3期）～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～」改訂

(4) 本市の実態と課題

○ 平成30年度・令和3年度・令和6年度の時間外在校等時間の比較(7・9・10月の平均)

比較対象とした校数は異なりますが、プラン実施前の平成30年度以降、各学校や個々の教職員の取組によって時間外在校等時間が減少しています。しかし、依然として教職員の長時間勤務は続いており、更なる取組の推進が必要です。



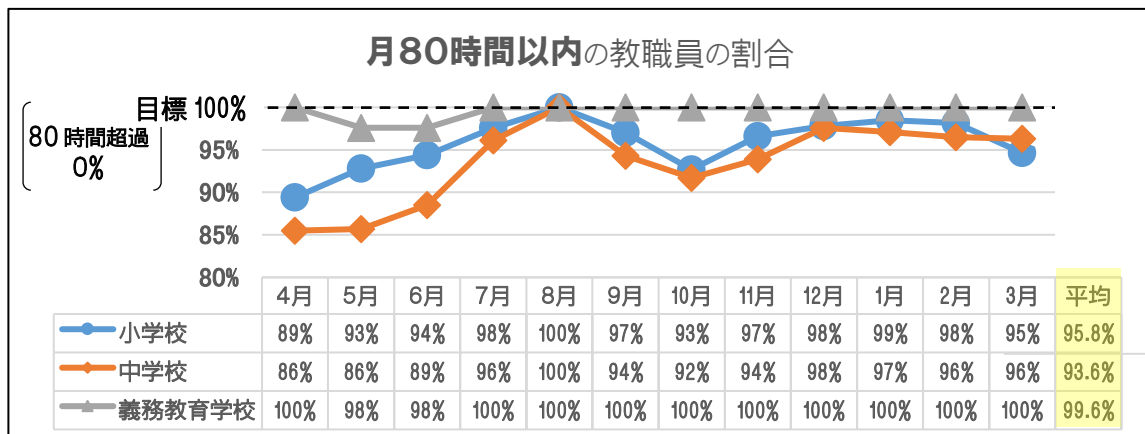
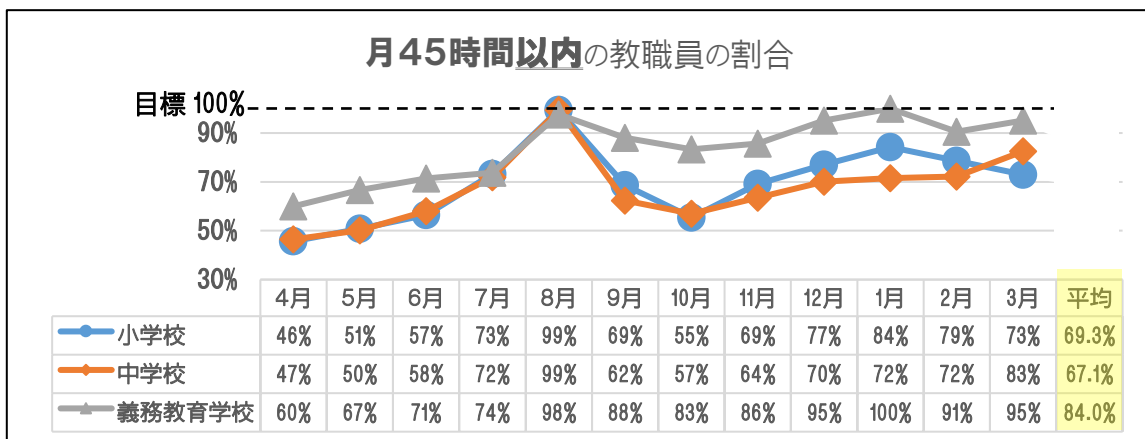
※ 平成30年度(プラン実施前)は、「学校現場における業務改善加速事業」研究モデル校 小7校、中3校の平均
 ※ 令和3年度(プラン第2期実施前)は、小・中・義務教育学校の全校(58校)の平均
 ※ 令和6年度(プラン第3期実施前)は、小・中・義務教育・特別支援学校の全校(59校)の平均

○ 高知市立小・中・義務教育学校の時間外在校等時間の状況(令和6年度)

下のグラフから見える傾向は、ここ数年の本市の傾向と同様です。本市立学校の教職員の繁忙となる月は、4月から6月、そして10月で、言うまでもなく、これらの月は、時間外在校等時間が80時間を超える教職員が増加する傾向があります。

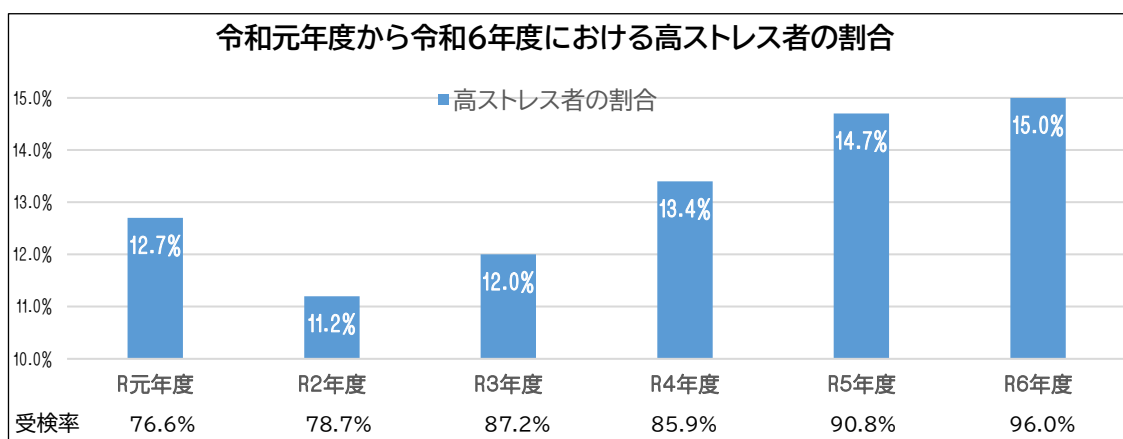
なお、その傾向は、中学校の教職員に顕著に見られております。

また、義務教育学校は、時間外在校等時間が80時間を超える月が、5月と6月のみで、小学校及び中学校に比べ、時間外在校等時間が抑制されています。



○ 高知市立学校におけるストレスチェック高ストレス者の割合

これまで、月80時間を超えて業務を行う教職員は、ワーク・ライフ・バランスが崩れ、ストレスチェックの結果において、高ストレスと判定される傾向が多く見られております。この高ストレスが改善されないことによる心身への影響が懸念されることから、各校において、「心理的・身体的な業務への負担感軽減に向けた取組」や「職場におけるより良い対人関係の構築」など、ストレスチェック結果等を基にした、職場環境の改善が必要となります。



(5) プランの対象期間

令和7年度から令和9年度までの3年間とします。ただし、国の情勢等によっては、期間中においても適宜見直しを行うものとします。

(6) プランを進めるにあたって

働き方改革を進めるにあたっては、業務を改善することが目的とならないよう、「子供たちに効果的でよりよい教育活動を行うことができる持続可能な教育環境の整備を行う」という働き方改革の目的のもと、各校の実態に応じた取組を推進してください。その際、教職員自らが時間管理の意識を高めつつ、より裁量性を持って業務を進めることができるようにするには、校長等の管理職が、リーダーシップを発揮して学校における働き方改革を進めることが重要です。また、時間外在校等時間が特に長時間となっている教職員に対しては、現状を丁寧に確認した上で、業務分担の見直しや適正化など、目に見える形で働き方を改善していくための具体的な手立てを最優先で講じる必要があります。

高知市教育委員会におきましても、時間外在校等時間が特に長時間となっている教職員が在籍する学校にヒアリングを実施する等、教職員のメンタルヘルス対策に取り組んでまいります。併せまして、教職員の働き方改革について、総合教育会議にて現状や課題、取組等を報告し、市長事務部局と教育委員会とが一層の連携を図り、地方公共団体全体として、教師を取り巻く教育環境整備に取り組むなど、学校の取組を支援する伴走者としての役割を担っていきます。

2 目標

目 標

教職員時間外在校等時間 月当たり 45時間以内100%

教職員時間外在校等時間 月当たり 80時間超過 0人

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 12%未満

業務改善ポリシーでは、年間における月時間外在校等時間45時間以内、及び80時間超過の教職員の割合を示しております。

※ 「在校等時間」とは…

学校に在校している時間（校外での業務や休日・週休日の業務を含む）から、休憩時間と業務外の時間及び自己研鑽の時間を除いた時間。

※ 「時間外在校等時間」とは…

在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間。

※ 「自己研鑽の時間」とは…

上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる時間。（例：教師が専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したりする時間。）

○ 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

子供たちの豊かな学びと成長のためには、教職員が心身ともに健康で、生き生きとした姿で子供たちと向き合うことが重要と考えます。

そのため業務従事時間に一定の枠組を設け、最優先の課題として、時間外在校等時間が月80時間を超えて業務を行う教職員をゼロにすることに取り組みます。

また、時間外在校等時間が月45時間を超えると健康障害のリスクが徐々に高まるとされており、全ての教職員が上の目標を達成できることを目指し、制度や取組の見直し・改善を行っていきます。

なお、上の目標は、本プラン実施における目標値であり、時間外在校等時間が45時間まで許されるという意味ではなく、可能な限り時間外在校等時間の縮減を目指していきます。

○ 「児童生徒に向き合うことができる時間」の創出

教職員が適切に休暇を取得して心身の健康を維持し、家族とゆっくりと過ごしたり、自己研鑽や自身の趣味にも打ち込めたりするような、プライベートの時間を確保することができる環境づくりを目指します。

また、肥大化した業務の見直し・精選を進めることにより、今までよりも心身ともに「ゆとり」をもって自身の業務に専念できる環境づくりを目指します。個に応じた授業方法や教材教具の研究、児童生徒理解など、これまで以上にじっくりと「児童生徒に向き合うことができる時間」の創出を目指します。

これらにより、これまで以上に活気あふれる学校現場となることを期待します。



令和6年6月5日に高知市不登校支援推進協議会から、「高知市の新たな不登校支援に向けた提言」が出されました。その5つの提言の1つ目に「教職員が子どもと向き合うことができる時間の確保」が挙げられており、具体的には、「教職員の働き方改革を推進したうえでの長期休暇後の緩やかなスタートやカリキュラムの工夫など、子どもと向き合う時間を創出する必要がある。」と書かれております。

また、「教職員に期待できる効果」として、「子どもと触れ合う時間や教材研究の時間など、教職員が主体的に取り組みたいことの時間を確保できることで、教職員の仕事へのやりがいや意欲が高まる。」が挙げられています。

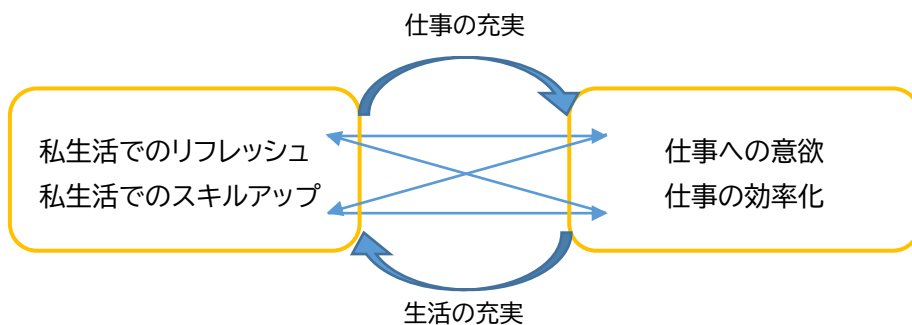
○ 教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立

業務の適正化を進め、教職員が心身ともに充実して、生き活きと子供たちと接することができる持続可能な教育環境の整備を目指します。

これにより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを向上させることを期待します。

※ 仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活がお互いを充実させる相乗効果を生み、好循環すること)



○ 高知市立学校教職員の働き方改革プラン【第3期】における具体的な取組について

令和7年9月、文部科学省から発出された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」に含まれている、改訂された「学校と教師の業務の3分類」と本プランの各取組と特に関係するものを、相互に確認できるようにしています。

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<ol style="list-style-type: none"> 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 	<ol style="list-style-type: none"> 6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の鍵錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進 	<ol style="list-style-type: none"> 14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進

※ 朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

「学校と教師の業務の3分類」と本プランの取組等との関連

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1 【P14】	6 【P22】【P35】	14 【P33】
2 【P23】	7 【P19】【P36】	15 【P16】【P18】
3 【P18】【P21】	8 【P35】	16 【P16】【P18】
4 【P14】【P20】【P36】	9 【P19】	17 【P19】
5 【P23】	10 【P13】	18 【P13】
	11 【P14】	19 【P19】
	12 【P14】	
	13 【P12】	

※ 【P33】【P35】【P36】については、標準的な職務の内容または積極的に参画する職務の内容に記載

3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組

高知市立学校は、教職員が心身の健康を維持し、生き生きとした姿で子供たちに向き合うことができるよう、業務従事時間に一定の枠組を設けます。これにより、過剰な時間外在校等時間を抑制するとともに、休暇の取得を促進します。働き方改革の趣旨を家庭・地域にもご理解いただいた上で、高知市立学校で実施します。

また、業務従事時間の枠組を設定するだけでなく、業務の見直しを進めることが必要となります。各学校においては、児童生徒の実態に応じて注力すべき事項を明確にし、業務の精選に向けた協議を進めてください。

なお、学校における業務が肥大化している現状の中、学校教育活動は教職員の熱意によって支えられていますが、それによりワーク・ライフ・バランスが整いにくい現状もあります。今後は、本プランや各学校で話し合った取組をもとに、自身の心身の健康を維持するとともに、業務の適正化を図り、自身の業務に専念できる環境づくりに努めてください。教職員一人一人の取組によって、持続可能な教育環境が形成されます。

取組1 週当たり1日以上¹の定時退校日の設定

取組2 長期休業中に少なくとも6日²以上の学校閉庁日の設定及び積極的な休暇の取得

取組3 週当たり2日以上³の部活動休養日の設定……………【3分類¹³関係】

取組4 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組

……………【3分類¹⁰¹⁸関係】

取組5 家庭・地域と取組についての共通認識の形成と連携・協働の推進…【3分類¹⁴¹¹¹²関係】

取組6 自身の勤務状況の客観的な把握と自己マネジメント

取組7 GIGAスクール構想の下での校務DX推進……………【3分類¹⁵¹⁶関係】

取組 1 週当たり1日以上の定時退校日の設定

〈★具体的な取組★〉

- ・ 実施日は各学校で設定し、原則として、全教職員が一斉に退校することとします。
- ・ 全ての高知市立学校で、週当たり1日以上^の定時退校日における実施率（設定した日の定時〔各学校の設定時刻〕に退校できた教職員の割合）100%を目指します。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 実施日や退校時刻は学校ごとに異なるため、教育委員会との連名で各学校から家庭・地域へ周知すること。
- ※ 定時退校日の目的や取組の方法等を各学校で事前に協議しながら計画的に取り組むこと。
- ※ 定時退校日に業務が入っている場合や急な業務等で退校できなかった場合、前後一週間の間で見直しをもって定時退校に取り組むこと。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 定時退校日に急な業務等がある場合、管理職等は近日中の別日に定時退校を促すように促す。
- 校時の工夫(帯タイム見直し、掃除回数削減等により下校時刻【16:00～16:15】等の繰り上げ)。→ 放課後における教材研究等の時間確保。
- 学期始めと学期終わりの校時(短縮または掃除なし)の工夫。→ 子供たちのゆとり時間の確保と繁忙期における 16:00 以降の教職員の時間確保。
- オリジナルボードに自身で設定した退勤時刻を示すなど、退勤時刻が見える化。→ 事前に宣言することで、正規の勤務時間の意識付け。
- 定時退校につながるスローガンを教員が作成し、定時退校日に職員室のモニターに掲示。
- 部活動休みを徹底する(試合前であっても活動は行わない、定時退校日に部活動休養日とする)。



定時退校日の取組を継続して進めることで、自分の業務を計画的に進める意識やメリハリをつけた働き方を行う意識が高まります。また、教職員同士が互いに助け合う職場風土の醸成にもつながります。

取組 2 長期休業中に少なくとも6日以上の学校閉庁日の設定 及び積極的な休暇の取得

※1 小・中・義務教育・特別支援学校は夏季休業中原則連続4日以上

※2 高等学校は4日以上

〈★具体的な取組★〉

○ 学校閉庁日の設定

- ・ 学校閉庁日においては、対外的な業務を行う必要がない勤務日とするため、日直等を置かず、電話の対応等も必要ありません。
- ・ 勤務日の扱いとなるため、閉庁日の勤務を禁ずるものではありませんが、振替休日の有効活用や、年次有給休暇・夏期特別休暇等の積極的な休暇取得を推奨します。
- ・ 原則、閉庁日は部活動も休養日とします。大会等の都合によりやむを得ず休養日設けることができなかつた場合は、別日に休養日を振り替えることとします。
- ・ 夏季休業中の閉庁日は、休日（土日祝）を含まない平日の原則連続4日以上とします。また、冬季休業中の閉庁日は、原則（高等学校を除く）1日以上とします。
- ・ 閉庁期間については、働き方改革の趣旨に沿った効果的な実施となるよう、年度ごとに休日（土日祝）との兼ね合いを考慮して、高知市教育委員会が高知市立学校一斉の閉庁日を決定します。閉庁日が決まり次第、速やかに学校へお知らせするとともに、高知市広報誌「あかるいまち」等を通じて家庭・地域へ周知します。
- ・ 原則、高知市立学校一斉の閉庁日としますが、地域行事等の都合がある場合は閉庁日を変更して構わないものとします。
- ・ 夏季休業中及び冬季休業中においては、各学校の状況に応じて、教育委員会に事前に連絡をしたうえで、市で設定した学校閉庁日以外にも学校閉庁日を増やすことができるものとします。
- ・ 閉庁期間中における家庭からの緊急連絡については、教育委員会が窓口となり、当該学校の管理職等へ連絡します。

令和6年度の実施状況

夏季休業中	
4日	11校 (18%)
5日	14校 (23%)
6日	16校 (27%)
7日	4校 (7%)
8日	15校 (25%)

冬季休業中	
1日	29校 (49%)
2日	30校 (51%)
※ 高等学校を除く	

長期休業中	
4日	1校※2 (2%)
5日	9校 (15%)
6日	12校 (20%)
7日	9校 (15%)
8日	11校 (18%)
9日	5校 (8%)
10日	13校 (22%)

※ 高知市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校※2、特別支援学校

○ 積極的な年休取得

- ・ 教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを向上させることが重要です。
- ・ 自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教師がその高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようになります。
- ・ 計画年休や長期休業中の学校閉庁日等を活用し、休暇の積極的な取得を奨励します。土日や祝日、取得した休暇における余暇を心身のリフレッシュのために活用することができれば、仕事への意欲につながります。また、趣味や居住する地域に貢献するための時間などとして活用することができれば、自身の体験から得られた知見が授業等で児童生徒へ還元されていくものと考えます。
- ・ 余暇を利用した、積極的な自己研鑽も大切です。自身のスキルアップは児童生徒へ還元されるとともに、自身の業務を早く正確に完了させ、新たな余暇の創出につながります。また、業務にはチームとして当たることを常としますが、自身のスキルを発揮することができれば他者の負担を軽減することにもつながります。
- ・ 日頃から、自身の年休残日数を把握し、学校閉庁日等を踏まえて、計画的に年休を取得することが大切です。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 全教職員が、学期に1日以上計画的に年休が取得できるように、学期ごとに次学期の年休取得日の希望調査を行い、各教職員の年休取得日に合わせて、事前に教務主任等が時間割の調整を行う。



取組3 週当たり2日以上の部活動休養日の設定

【中学校・義務教育学校後期課程・特別支援学校のみ】

〈★具体的な取組★〉

- ・ 週当たり2日（平日1日、土日1日）以上、休養日を設けることを基準とします。働き方改革推進のためには、高知市立学校全体で基準を遵守することが重要です。
- ・ 大会等の都合によりやむを得ず休養日を設けることができなかった場合は、大会等の終了後に休養日を振り替えることとします。
- ・ 定時退校日と重ねて休養日を設ける、学校閉庁日と重ねてオフシーズンを設ける等の計画的な実施が、生徒・教職員にとって適切な休養につながります。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 令和2年に文部科学省から発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。」と示されています。この「部活動の地域移行」については、「教育委員会における取組2」を参照してください。
- ※ 高知市運動部活動ガイドライン（文化部活動もこれに準ずる）で示されている適切な休養日等は、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう設定されているものですが、学校の働き方改革の観点からも、全ての中学校・義務教育学校後期課程・特別支援学校がこれを遵守してください。

各 学 校 の 取 組 事 例

- 部活動の完全下校時刻を、年間を通して18:00に設定している。
⇒ 教職員で部活動の教育的意義を確認、教員及び生徒への最終退校時刻の意識付け。
- 試合前であっても活動は行わないなど、部活動休養日を徹底する。
- 短時間で、効果的・効率的な練習方法を取り入れるように工夫している。
- 各部活動の目的を明確にし、その目的に合った活動となるように取り組んでいる。

取組4 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組

〈★具体的な取組★〉

- ・ スクラップアンドビルドを原則として、現在の教育活動に合わせた、業務の見直し・精選及び校務分掌の見直しを進めます。
- ・ 児童生徒の実態に応じて業務に優先順位を付け、学校として何に注力するべきかをしっかりと共有することが肝要です。注力すべきことに関連が薄い業務は縮小・廃止（スクラップ）し、必要な業務を拡大・新設（ビルド）するなど、効率よく目的を達成できるような学校マネジメントが求められます。全体として業務量を縮減しながら、効率的に教育の質の維持・向上を図ることで、ゆとりをもって業務に臨める環境づくりを目指します。
- ・ 管理職のリーダーシップのもと、業務改善検討委員会（企画・運営委員会等、各学校に既存の委員会を活用することで構いません）等で協議の上、業務の見直し・精選を組織的・計画的に進めることが重要です。
- ・ 標準授業時数を大幅に上回っている（各学年の標準授業時数にプラス70単位時間を超えて）教育課程を編成している場合は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画を行います。
- ・ 学校行事の教育的価値を検討し、教育上必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため、行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図ります。
- ・ 特別活動、生徒指導、進路指導及び設備の管理等の業務が、管理職や特定の教職員に固定されることがないように役割の平準化を図ります。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 学校教育の質の向上のために、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要と言われていることから、「学校と教師の業務の3分類」に基づく19の取組について、学校や地域の実態を踏まえて取り組むこと。
- ※ 適切な役割分担により、個人の業務量に大きな偏りが無いよう校務分掌についても協議すること。また、個人で業務を抱え込むことなく、チームとして業務に当たり、個々の教職員の負担を減らすことができるよう、担当の複数化や関係機関との連携等、支援体制も考慮した組織マネジメントを心がけること。



取組5 家庭・地域と取組についての共通認識の形成と連携・協働の推進

- 業務改善を効果的に進めるためには、取組について家庭・地域に周知し、共通認識を得ることが重要となります。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 定時退校日を学校だよりや行事予定表で周知したり、PTA総会や学校運営協議会、地域学校協働本部等で積極的に学校の働き方改革の意義や取組を情報発信したりすることで、家庭・地域と共通認識を形成していきます。
- ・ 効果的に働き方改革を進めるために、積極的に地域や外部の人材等を活用したり、各種関係機関と連携体制を構築したりしていきます。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 学校閉庁日などの高知市立学校共通の取組については、全市一斉に教育委員会から「実施日」や「対応」等の周知がなされますが、学校ごとに異なる取組の詳細（定時退校日の実施日・時間、学校独自の取組等）については、各学校から家庭・地域へ周知すること。
- ※ 高知市教育委員会策定の「高知市運動部活動ガイドライン」（文化部活動もこれに準ずる）を踏まえ、適切な部活動運営の在り方等について保護者や地域の方々に周知徹底を図り、部活動顧問教員の負担軽減を図ること。
- ※ 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくために、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進に更に取り組むこと。特に学校における働き方改革について、学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うこと。
- ※ 留守番電話の導入にあたっては、事前に「保護者等からの折り返し連絡を踏まえた最終連絡時刻設定」等を教職員で協議することはもちろんのこと、留守番電話を導入する目的や教職員で協議した内容を学校運営協議会やPTA執行部等と確認した上で、保護者や地域の方へ周知すること。

各学校の取組事例

- 社会科見学の見守りや、授業の支援(家庭科のミシン縫いの学習、特別活動における職業に関わる講師等)について、地域の方の協力を得る。
⇒ 学校運営協議会で行事予定等について支援を要するものを共有しておく。
- 地域コーディネーターが中心となり、地域ボランティア等の関係機関との連絡調整を行う。
- 学校運営協議会において、働き方改革を議題に取り上げたり、保護者や地域に、働き方改革についての文書を発出したりする。(部活動の完全下校時刻、短縮校時、国の緊急提言等について)⇒ 保護者や地域の理解につなげる。

取組 6 自身の勤務状況の客観的な把握と自己マネジメント

- 勤務時間の正確な把握は、働き方改革を進めていく上での出発点となります。出退勤管理システム等で、自身の勤務状況を客観的に把握し、自己マネジメントをすることが重要です。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 個人で業務を抱え込むことが無いように、専門性を有する教職員や関係機関と連携し、チームとして業務に当たることを常とします。
- ・ 出退勤管理システム等では、正確な記録をとり、自身の勤務状況を把握して、振り返りをします。
- ・ 管理職は、教職員一人一人の勤務状況を把握するために、出退勤管理システムの「時間外在校等時間一覧」等を活用し、在校等時間を確認するとともに、学校内の業務分担を見直します。そのうえで、教職員間の業務量の平準化、時間外在校等時間の短縮に向けた助言や健康維持に向けた注意喚起を行います。

〈☆ポイント☆〉

- ※ 校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法による計測をすること。
- ※ 始業時刻や終業時刻、業務時間や休憩時間といったタイムマネジメントの意識や、仕事に優先順位をつけてスケジュールを立てるといったタスクマネジメントなど、定時退校を基本とする考え方に基づく自己マネジメントに努めること。
- ※ 業務や校務分掌を見直すとともに、教職員一人一人が自己マネジメントを心がけること。（例えば、1日当たり15分程度早く帰宅することで、月当たりの時間外在校等時間を5時間以上短縮することができる。）
- ※ 自宅等に持ち帰って業務を行うことは、ワーク・ライフ・バランスが崩れることや、個人情報の取扱いの観点から（個人情報流出等の）課題が発生する恐れがあることから、各自がタイムマネジメント及びタスクマネジメントを意識した働き方に努めること。



教職員が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うことができるよう、11時間を目安とする「勤務間インターバル」を意識した働き方を心掛けることが大切です。

取組7 GIGAスクール構想の下での校務DX推進

- ICTを「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に必要不可欠なツールとして活用するとともに、校務のデジタル化を推進し、教職員の負担軽減や業務の効率化を図っていくことで、学習指導や学校経営の高度化と質的向上を目指すための意識改革が求められます。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 統合型校務支援システムの活用や、クラウド環境の活用推進など、「校務DX」「学びのDX」の推進により、校務効率化の推進を図ります。

〈☆ポイント☆〉

- ※ AI型デジタルドリルの活用により、児童生徒の基礎・基本の習熟及び定着を図るとともに、教材の配付・回収・採点の省力化に取り組むことで、児童生徒と向き合う時間の創出につなげること。
- ※ 標準的なGIGAスクール環境（児童生徒1人1台端末、教師1人1台端末、クラウド環境）の下で「学びのDX」を図っていくとともに、クラウドツールの積極的な活用による教職員の負担軽減、コミュニケーションの活性化を推進していくこと。
- ※ 「統合型校務支援システムの活用による会議資料のペーパーレス化や校務処理の負担軽減」、「スケジュール管理のオンライン化」や「学校と保護者等の連絡手段を原則として『高知市立学校家庭連絡システム』を活用すること」、「クラウド環境を活用した教材、教具のデジタル化」など、各学校の実態に応じて校務の効率化を推進していくこと。
- ※ 教職員と保護者間、教職員と児童生徒間、教職員間での連絡・情報共有手段のデジタル化を図り、「校務DX」を推進していくこと。

各学校の取組事例

- 高知市立学校家庭連絡システムの活用。
 - ⇒ 通信や事務文書の電子化を図り、紙の配付物の削減につなげる。
 - ⇒ 朝の欠席連絡を受けた後、担当がスプレッドシートにて共有し、担任は教室で確認することで、児童生徒支援の時間に充てる。
 - ⇒ アンケート機能や日程調整機能を活用し、学期末懇談の日程希望調査を実施する（保護者へ事前に周知）。
- Chatを活用し、教職員間とのやり取りを即時的に行う。
 - ※ 配信する内容は軽重をつけた上で、配信方法（掲示板、Chat、高知市立学校家庭連絡システム等）を使い分ける。
- 学校独自の共有フォルダを作成し、教材や学習指導案等を共有する。
- 長期休業中の教職員の動静表を電子データで管理する。
- 進路説明会や修学旅行説明会等は、オンライン形式で配信する（期間限定で配信）。



4 教育委員会における取組

学校が効果的に業務改善を進めることができるよう、事務業務の電子化や人員の配置、緊急時の対応等、支援体制を構築します。

また、定期的に本プランの見直し・修正を行うとともに、必要な人員や物品を配置するための予算確保にも努めます。

- | | | | | | | | |
|------|-------------------------------|------|---|-----|----|-----|-----|
| 取組1 | GIGAスクール構想の下での校務DX推進…………… | 【3分類 | 3 | 15 | 16 | 関係】 | |
| 取組2 | 学校における業務を補助する人員配置の推進・拡充…………… | 【3分類 | 7 | 9 | 17 | 19 | 関係】 |
| 取組3 | コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 …… | 【3分類 | 4 | 関係】 | | | |
| 取組4 | 給食費の公会計化…………… | 【3分類 | 3 | 関係】 | | | |
| 取組5 | 学校における業務改善に係る取組を家庭・地域に周知 | | | | | | |
| 取組6 | 教育委員会発出文書の全体量に係る縮減…………… | 【3分類 | 6 | 関係】 | | | |
| 取組7 | 研修等の見直し | | | | | | |
| 取組8 | 学校閉庁日等における家庭・地域からの電話対応等 | | | | | | |
| 取組9 | 放課後や夜間等における関係機関と連携した生徒指導対応… | 【3分類 | 2 | 関係】 | | | |
| 取組10 | メンタルヘルス対策の推進…………… | 【3分類 | 5 | 関係】 | | | |

取組 1 GIGA スクール構想の下での校務 DX 推進

〈★具体的な取組★〉

- ・ 統合型校務支援システムの活用によって、教職員の勤務状況を客観的に把握するとともに、校務処理や事務処理等の効率化を図り、教職員の業務負担軽減を目指します。
- ・ 学校と保護者間の連絡手段の迅速化・効率化を進めるために導入した「高知市立学校家庭連絡システム」の活用により、学校からの連絡や文書の発信、アンケートの配付・回答自動集計の活用を進め、欠席連絡や健康連絡等の機能の活用促進を図ります。
- ・ 児童生徒のスタディログ（学びの記録）を自動的に集約・分析・加工して視覚的に分かりやすく一覧化した「高知家まなびばこ・スタディログダッシュボード」の運用などにより教員の負担を軽減しつつ、優れた指導方法等の共有化を図ります。
- ・ 統合型校務支援システムの活用や、クラウド環境の活用推進など、校務のデジタル化を推進します。
- ・ FAX・押印の制度・慣行の見直しを速やかに行います。
- ・ 学齢簿システムと就学援助システムの運用を見直し、学齢簿及び就学援助に係る学校事務における就学援助事務の負担軽減を図ります。

参 考

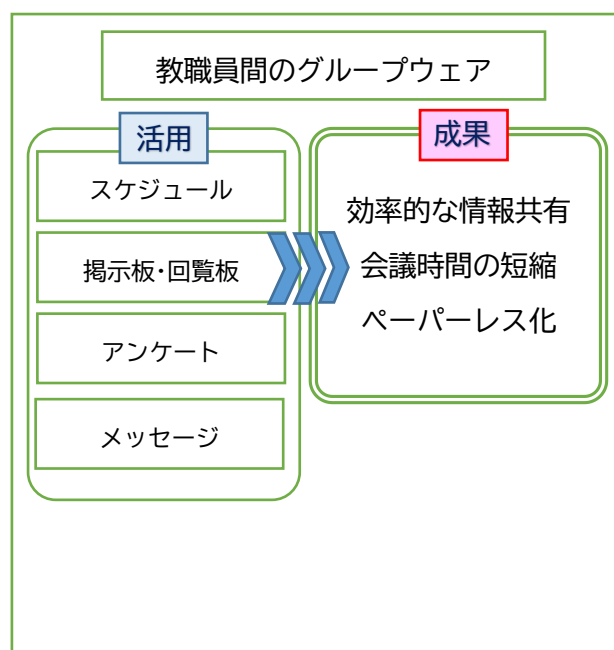
◎ 統合型校務支援システムの機能一例

【グループウェア機能】

- ・ メッセージ送受信、ファイル管理、掲示板、回覧板、勤務時間管理 等

【校務支援システム】

- ・ 成績処理・管理、指導要録作成、進路管理
- ・ 児童生徒情報管理、日常所見管理、出欠管理
- ・ 特別支援学級機能
- ・ 保健管理
- ・ 徴収金管理機能 等



取組 2 学校における業務を補助する人員配置の推進・拡充

〈★具体的な取組★〉

- ・ 各種支援員やカウンセラー等、学校における業務を補助するための支援員等の配置を推進するための予算確保に努めます。
- ・ 教職員の業務遂行力の向上を図るため、学力向上推進員等を派遣します。
- ・ 学校の施設・設備の管理については、プール清掃を民間事業者に委託するなど、学校の業務軽減に努めます。

令和7年度の取組

【学校へ配置する支援員等】

- 学校図書館支援員 ○教員補助員 ○特別支援教育支援員 ○部活動指導員（※）
- 教員業務支援員 ○放課後等学習支援員 ○校内サポートルーム支援員
- 学習チューター ○小1サポーター ○学力向上学習支援員

【学校へ派遣する支援員等】

- 学校カウンセラー ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー
- 外国語指導助手（ALT） ○教育情報化推進支援員 ○帰国・外国人児童生徒支援員

【学校へ派遣するアドバイザー等】

- 学力向上統括スーパーバイザー ○特別支援教育スーパーバイザー
- 学力向上推進員 ○生徒指導アドバイザー ○心の教育アドバイザー
- 情報教育学校支援アドバイザー ○外国語教育コーディネーター

（※）《国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について》

スポーツ庁・文化庁・文部科学省は、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革として、令和5年度以降、中学校における休日の部活動を段階的に地域部活動に移行することを推進しています。

高知県におきましても、中学校の合同部活動（運動部）や休日の地域部活動への移行について、高知県教育委員会と各市町村教育委員会や市町村教育委員会連合会、中学校体育連盟との協議・検討を始めているところです。高知市教育委員会では、「高知市持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための部活動環境整備検討委員会」を令和5年度に立ち上げ、部活動の地域連携に係る検討を進めています。

今後、高知市立学校の生徒にとって望ましい部活動や地域部活動の在り方を検討していくようにしています。

取組3 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

〈★具体的な取組★〉

- ・ コミュニティ・スクール（※）と地域学校協働活動の一体的推進のために、その制度の周知と効果的な運用に向けた伴走的支援を行うとともに、市長部局等と連携を図り、地域学校協働活動の充実に向けた支援を行います。
- ・ 学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民に対する教職員の負担軽減に関わる理解が促進され、協議により教職員の学校業務の軽減化が図られることで、教職員が児童生徒に向き合う時間や教材研究の時間を確保できる等、児童生徒のための学校教育活動の充実が図られるよう支援を行います。

【学校運営協議会】

学校と保護者や地域住民等が、学校運営とそのために必要な支援等について協議する合議制の機関

【学校運営協議会の設置状況】

令和5年度 高知市立小・中・義務教育・特別支援学校の全てに設置

【地域学校協働活動】

地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動

【各学校での活動状況】

地域学校協働活動推進員が中心となり、地域人材の確保や連絡調整をしながら、授業補助や学校周辺の環境整備、学校行事支援、読み聞かせ、キャリア教育支援、部活動支援、登下校の見守り等を行っています。

また、総合的な学習の時間などの教育活動の中で、地域づくりに関する学習活動をより充実させるために地域の方に関わっていただいています。（郷土学習・地域行事への参画・まちづくり・防災学習等）

（※）《コミュニティ・スクールについて》

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置した学校です。学校運営協議会で学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、地域学校協働活動につなげることで「子供の豊かな体験と学び」が可能になります。それぞれの地域には歴史、文化、産業、人、活動等があり、大人達が「子供の未来」のために協働することで、子供達は、地域にある資源に触れることができ、わくわくする体験や、教職員でも家族でもない様々な人との出会いが生まれます。学校と地域でつくる体験と学びの果たす役割は大きく、子供たちの学びをより確かなものにしてくれます。

取組4 給食費の公会計化

〈★具体的な取組★〉

- ・ 小・中・義務教育・特別支援学校における学校給食費について、公会計化することを目指し、関係部署と協議を行いながら準備を進めます。
- ・ 公会計化に当たっては、学校給食費の徴収・管理業務を教育委員会でを行うことを基本とし、保護者の利便性向上や徴収・管理業務の効率化に留意して制度設計を行うとともに、学校現場との連携が必要な部分については、効率的に業務が行えるようにすることにより、教職員の業務負担の軽減を図ります。

取組5 学校における業務改善に係る取組を家庭・地域に周知

〈★具体的な取組★〉

- ・ 教職員の業務について家庭・地域からの理解が得られるよう、「高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の位置付けもある本プランや、本市の教職員の勤務状況や目標達成状況を公表し、学校における業務改善の取組の周知を図ります。
- ・ 業務改善の取組を進めていくためには、家庭・地域に十分に周知した上で、協力していただくことも重要となります。そのため家庭や保護者への周知に関して、教育委員会は本プランにおける取組について、例えば、本プラン「取組2 長期休業中に少なくとも6日以上の学校閉庁日の設定及び積極的な休暇の取得」(PI0)について、高知市広報誌「あかるいまち」にて家庭や地域に向け情報発信するとともに、本プラン「取組1 週当たり1日以上の日時退校日の設定」(P9)についてホームページで協力依頼します。
- ・ 高知市立小中学校PTA連合会、高知市町内会連合会及び青少年育成協議会等を通じて、教職員の働き方改革に係る実情や取組を積極的に情報発信します。



取組6 教育委員会発出文書の全体量に係る縮減

〈★具体的な取組★〉

- ・ 教職員にとって負担感が強い業務の1つである「調査・統計への回答等」の改善のために、学校等への一律の依頼・配付について必要性を十分に考慮し、独自に実施する調査等の見直しを行うなど、負担軽減を図ります。
- ・ 併せて調査時期の分散化や、重複した内容の統合化を進め、学校における事務業務の負担を軽減します。
- ・ 事務職員等の文書処理にかかる負担を軽減するために導入しました統合型校務支援システム（文書收受機能等）について、今後も効果的な運用方法を検討してまいります。
- ・ 学校への各種様式の提供等、文書作成の負担軽減を図ります。



取組7 研修等の見直し

〈★具体的な取組★〉

- ・ 業務遂行力を高めるために研修は重要と考えますが、日程の調整、統合・整理等を含め、縮減可能なものについては見直しを進めていきます。
- ・ 若年教員が増加していく中で、校内指導体制づくりやOJTの推進ができるよう、研修内容を工夫します。
- ・ 集合研修やオンライン研修など、それぞれの目的や内容、対象者の実態に合った研修となるように努めます。

取組8 学校閉庁日等における家庭・地域からの電話対応等

〈★具体的な取組★〉

- ・ 長期休業中の学校閉庁日の実施期間は、家庭・地域からの緊急連絡を教育委員会が窓口となって対応し、各学校の管理職等へ取り次ぎます。
- ・ 各学校の留守番電話は、電話設備更新の際に設置を進めていきます。

取組 9 放課後や夜間等における関係機関と連携した生徒指導 対応

- 教育基本法第10条第1項においては、「父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されており、また、「学校と教師の業務の3分類」に基づく19の取組にて、「学校以外が担うべき業務」の中に、「②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応」が示されています。

〈★具体的な取組★〉

- ・ 教育委員会は、子供たちの健全育成のため、「放課後や夜間等に問題行動に関わって、警察が児童生徒を補導した際、警察から保護者に連絡があること」及び「学校・警察連絡制度により、月に1回、学校と警察の間で児童生徒の問題行動に係る補導について情報共有が図られること」を今後も保護者や学校に周知を図っていきます。
- ・ 放課後から夜間等における見回りについては、地域や学校の実情に応じて、地域ボランティア等が中心となるよう地域学校協働本部や関係機関等と連携を図っていきます。

取組 10 メンタルヘルス対策の推進

〈★具体的な取組★〉

- ・ メンタルヘルスの不調を未然防止することを目的に、ストレスチェックの機会を年1回以上設け、教職員自身のストレスへの気付きと職場環境改善を促進します。
- ・ ストレスチェックを実施した結果、「高ストレス」と判定された教職員のうち、面接指導を希望された教職員は、医師による面接指導を受けることができます。医師との面接を受けていただくため、面接指導医師の確保に努めます。
- ・ 労働安全衛生法に基づき、長時間労働者への面接指導を行うための産業医の確保に努めるとともに、教職員50人以上の学校に、産業医の選任や衛生委員会の設置など、学校における労働安全管理体制の整備を行います。
- ・ 高知市立学校総括衛生委員会において、教職員の健康障害を防止するための基本となる対策等を総合的に調査及び審議します。
- ・ 学校において、法律に基づく専門家の助言が必要な場合は、高知市教育委員会が法務相談につなげるなど、学校を支援してまいります。



5 業務改善ポリシー

以下の業務改善ポリシー（評価指標及び数値目標）に基づき、令和9年度の完全実施及び目標達成を目指します。

評価指標	実績	数値目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
定時退校日を、授業日において週当たり1日以上実施します。	設定日の定時に退校した教職員の割合			
	92.0%	92%以上	96%以上	100%
教職員の時間外在校等時間を、月当たり45時間以内にします。	年間における月平均45時間以内の教職員の割合			
	69.8%	78%以上	82%以上	85%以上
	年間における月平均80時間超過の教職員の割合			
	4.6%	3%以下	1.5%以下	0%
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満にします。	高ストレス者の割合			
	15.0%	14%未満	13%未満	12%未満
	受検率 95.0%	ストレスチェック受検率 95%以上		
長期休業中に学校閉庁日を設定します。 ・小・中・義務教育・特別支援学校：6日以上 ・高等学校：4日以上	100%	・小・中・義務教育 ・特別支援学校：6日以上 ・高等学校：4日以上 } 高知市立学校 100%実施		
部活動休養日を、週2日（平日1日、土日1日）以上設定します。	100%	・週2日以上部活動休養日実施率 100% 【対象：中・義務教育・特別支援学校】		

6 年間行動計画

時期	取組内容	
	学 校	教育委員会
4月		
5月		教育委員会報告 総合教育会議報告
6月	ストレスチェック受検	
7月		
8月	学校閉庁日	各校の取組進捗確認
9月		
10月		
11月	ストレスチェック受検	高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会開催 定時退校日調査実施
12月	学校閉庁日	
1月		高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会開催 教育委員会報告 総合教育会議報告
2月		
3月		校長会 ストレスチェック結果報告

週
1
回
以
上

定
時
退
校
日

毎
月
時
間
外
在
校
等
時
間
実
態
把
握
・
対
応

7 関連資料

- 資料1 《「1 プランの趣旨・目的」関連》令和7年9月26日 文部科学省
- 《「2 目標」関連》

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

概要

令和7年6月に成り立った改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働きの観点を追加 進める上での基本的観点を追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・ 1年度の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはならない
- ・ 業務の持ち帰りを行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳に避けつつも必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならぬものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
- ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度とすることを目指す
- ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて定めるもの

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業過数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)
- 勤務時間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

○ 資料2 《「1 プランの趣旨・目的」関連》

《「2 目標」関連》 高知市立学校の管理運営に関する規則【抜粋】

「高知市立学校の管理運営に関する規則」（令和2年4月1日改正）には、教職員の時間外業務
従事時間の上限を定めています。

（教育職員の勤務時間の管理等）

第31条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和
46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び
福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校
の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）か
ら所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の
日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内
とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加
等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規
定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時
間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5
箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う
月数について6箇月

3 教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理を行うため必要なときは、個々の教育職員の出
勤、退勤等に関する客観的な記録を学校からの提出によらず、収集することができる。

4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

○ 資料3 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」

『取組3 週当たり2日以上部の活動休養日の設定』関連》

「高知市運動部活動ガイドライン」から【抜粋】

- ◎ スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を、運動部活動指導者は正しく理解すること。
- ◎ スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上。週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。)
 - ・ ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(週末を含む)は3時間程度。

※ 高等学校は、「高知県運動部活動改革推進委員会」において検討される内容をもとに実施する。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行(令和5年度以降、段階的に実施)

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
(育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校(地域)における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**(実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等)

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

○ 資料4-1 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」
『取組4 学校と教師の業務の3分類』を踏まえた
業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組』関連》

高知市立学校における教諭等の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市立学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第18条の2の規定に基づき、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師をいう。第6条において同じ。）の標準的な職務内容を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(主幹教諭の標準的な職務内容)

第2条 主幹教諭は、別表に掲げるもののほか、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長。）及び教頭の職務を補佐すること及び命を受けて校務の一部を整理すること並びに教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務内容とする。

(指導教諭の標準的な職務内容)

第3条 指導教諭は、別表に掲げるもののほか、教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務内容とする。

(教諭の標準的な職務内容)

第4条 教諭の標準的な職務内容は、別表に掲げるとおりとする。

(講師の標準的な職務内容)

第5条 講師の標準的な職務内容は、教諭の標準的な職務内容に準ずる職務内容とする。

(教諭等の職務の遂行に係る留意事項)

第6条 校長は、教諭等の職務の遂行に際し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 別表に掲げる標準的な職務内容は、校務の中で主として教諭等が行う職務の範囲を示したものであること。なお、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。
- (2) 標準的な職務内容を参考に、校務分掌を定めるものとし、教諭等が職務を行うに当たっては、校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割が分担されるとともに、事務職員、専門スタッフ、外部人材等との連携、協力等が推進されるよう努めること。

なお、標準的な職務内容に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数及び経験年数並びに各学校、地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要であると認める職務については、校務分掌に位置付けることができること。その場合にあっては、標準的な職務内容に具体的な職務として掲げている職務を整理し、及び精選した上で実施すること。

- (3) 校務分掌を定める際には、学校規模、教職員の配置数及び経験年数並びに学校、地域等の実情を踏まえつつ、教諭等が担う職務の範囲が曖昧となり又は徐々に拡大することのないよう、できる限り具体的なものとすること。その際、校務分掌が細分化し、各教諭等が結果として校務分掌の大部分を担当することのないよう、主幹教諭及び主任等（規則第19条の2から第19条の8までに定める主任等をいう。）を中心として包括的及び系統的に校務分掌を定めること。なお、主任等を命じる際には、適材適所で命じること。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

教諭等の標準的な職務

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備(学校行事等の準備・運営を含む。) 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導の企画及び運営 家庭、地域、他校種及び関係機関との連携及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 校務分掌に関する業務 学年、学級(ホームルーム)運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職務遂行のために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

○ 資料 4-2 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」
『取組 4 学校と教師の業務の3分類』を踏まえた
業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組』関連》

高知市立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市立学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第18条の4の規定に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準的な職務)

第2条 養護教諭の標準的な職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準的な職務)

第3条 栄養教諭の標準的な職務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第4条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第一に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第二に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。

養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

養護教諭の標準的な職務

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として 保健管理 に関する こと	健康診断、救急処置、 感染症の予防及び学 校環境衛生等に関す ること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病 の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指 導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関する こと	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や学校環境衛生の維持をはじめとした保健 室の環境整備
		保健組織活動に関す ること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として 保健教育 に関する こと	各教科等における指 導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、 教材作成等）

備考

- (1) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (2) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第2

栄養教諭の標準的な職務

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として 食育に関 すること	各教科等における 指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画 (チーム・ティーチング、教材作成等)
		食に関する健康課 題の相談指導に関 すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談 指導(実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等)
2	主として 学校給食 の管理に 関すること	栄養管理に関する こと	学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成、栄養摂取 状況の把握)
		衛生管理に関する こと	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設 及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛 生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

○ 資料 4-3 《「3 高知市立学校及び教職員一人一人における取組」
『取組 4 学校と教師の業務の3分類』を踏まえた
業務の見直し・精選と組織的・計画的な取組』関連》

高知市立学校における事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市立学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第10号）第18条3第1項の規定に基づき、事務職員の標準的な職務の内容を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(事務職員の標準的な職務の内容)

第2条 事務職員の標準的な職務の内容は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、参画する職務の内容)

第3条 事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして、積極的に参画する職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。

(事務職員の職務の遂行に係る留意事項)

第4条 校長は、事務職員の職務の遂行に際し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる標準的な職務の内容は、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示したものであること。なお、業務の内容によっては、管理職や教諭等と連携及び協働しながら担う内容も含まれること。
- (2) 別表第2に掲げる職務の内容は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして、積極的に参画する職務の内容を示したものであり、校長が校務分掌に位置付ける場合には、事務職員の職務段階及び経験年数並びに学校規模、地域等の実情を踏まえること。
- (3) 校長は、標準的な職務の内容を参考に、校務分掌を定めること。事務職員が、職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき事務職員と他の教職員間で適切に役割が分担されるとともに、専門スタッフ、外部人材等との分担、連携、協働等が推進されるよう努めること。
- (4) 標準的な職務の内容に具体的な職務として掲げていない職務であっても、事務職員の職務段階及び経験年数並びに学校規模、地域等の実情に応じて事務職員が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることができる。その際、標準的な職務の内容に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施すること。
- (5) 校長は、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員が、他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として取り扱うとともに、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すこと。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

事務職員の標準的な職務の内容

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	総務	就学支援に関すること	就学援助、就学奨励に関する事務
		学籍に関すること	児童生徒の転出入等学籍に関する事務 諸証明発行に関する事務
		教科書に関すること	教科書給与に関する事務
		調査及び統計に関すること	各種調査、統計、報告に関する事務
		文書管理に関すること	文書の收受、保存、廃棄に関する事務 校内諸規程の整備に関する事務
		教職員の任免、福利厚生に関すること	任免・服務に関する事務 給与、諸手当の認定に関する事務 旅費に関する事務 福利厚生、公務災害に関する事務
2	財務	予算・経理に関すること	予算委員会の運営 予算の編成、執行計画、執行に関する事務 契約、決算に関する事務 学校徴収金に関する事務 補助金等に関する事務 監査、検査に関する事務
3	管財	施設、設備に関すること	学校施設の維持管理に関すること 学校施設の貸与に関すること
		教材、教具及び備品に関すること	物品（ICTに関するものを含む。）の整備計画、維持、管理に関する事務 物品、財産の寄附受納等に関する事務
4	事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る提案、助言（教職員等への事務研修の企画、提案等） 学校事務の総括、企画、運営に関すること 共同実施組織の運営に関すること 事務職員の人材育成に関すること

別表第2

他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして、事務職員が積極的に参画する職務の内容

	職務の内容	職務の内容の例
1	学校の組織運営に関すること	学校運営への参画 学校経営方針の策定への参画 校内諸機関への参画、運営 業務改善による働き方改革の推進
2	教育活動に関すること	教育活動の推進に必要な資源等の調達 教育活動におけるICT機器の活用支援（環境整備を含む。） 学校行事等の準備、運営への参画
3	学校評価に関すること	学校評価等の企画、集計、結果分析等に関する事務
4	保護者、地域住民、関係機関等との連携及び協力の推進に関すること	学校と地域の連携、協働の推進（学校運営協議会への参画、地域学校協働本部等との連絡調整等） 学校施設の地域開放に関する事務
5	危機管理に関すること	コンプライアンスの推進 学校安全計画、学校防災計画等の策定及び検証 危機管理マニュアルの作成、改訂 安全点検の実施
6	情報管理に関すること	学校教育活動の広報、情報発信 情報公開に関する事務 個人情報保護に関する事務

高知市立学校教職員の働き方改革プラン(第3期)策定・改訂に関わって

高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員

【令和5年度】

No.	氏名	所属団体・役職名等
1	柳林 信彦	高知大学 副学長
2	市村 有生	高知市総務部 人事課長
3	斉木 邦政	高知市小中学校PTA連合会 会長
4	西田 尚弘	高知市立朝倉第二小学校長
5	溝渕 隆彦	高知市立愛宕中学校長
6	谷中 佳子	高知市立横浜小学校 教頭
7	藤本 正隆	高知市立朝倉中学校 教頭
8	溝渕由美子	高知市学校事務企画調整室 事務長

【令和6年度】

No.	氏名	所属団体・役職名等
1	柳林 信彦	高知大学 副学長
2	市村 有生	高知市総務部 人事課長
3	斉木 邦政	高知市小中学校PTA連合会 会長
4	山本 儀浩	高知市立横内小学校 校長
5	梶原 将一	高知市立城北中学校 校長
6	中澤 悠子	高知市立高須小学校 教頭
7	立仙 暁子	高知市立義務教育学校土佐山学舎 教頭
8	溝渕由美子	高知市学校事務企画調整室 事務長

【令和7年度】

No.	氏名	所属団体・役職名等
1	柳林 信彦	高知大学 副学長
2	森尾 祐二	高知市総務部 人事課長
3	正木 光広	高知市小中学校PTA連合会 会長
4	田中 美穂	高知市立横内小学校 校長
5	廣瀬 啓二	高知市立南海中学校 校長
6	岡崎 隆太	高知市立横浜小学校 教頭
7	立仙 暁子	高知市立義務教育学校土佐山学舎 教頭
8	大崎 由香	高知市学校事務企画調整室 事務長



高知市立学校教職員の働き方改革プラン

【第3期】

～高知市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～

令和7年3月 策定

(令和8年2月 改訂)

高知市教育委員会

住所：〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-43

《担当課:学校教育課》

TEL：088-823-9479

E-mail：kc-200300@city.kochi.lg.jp

HP：https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/77/

